

特殊建築物定期報告

特殊建築物定期調査及び建築設備定期検査とは、建築基準法第12条各項により定められている建築物の定期検査報告で毎年もしくは数年に一度義務付けられているものです。

通常、施設管理者は個別建築物ごとに調査・検査資格者に業務委託しているケースが一般的ですが、複数施設を管理している事業者より事務の簡素化、報告様式の統一の観点から一括発注の要望を受け業務受託しています。

